

1 都市計画決定手続における県と市町村との役割分担の明確化

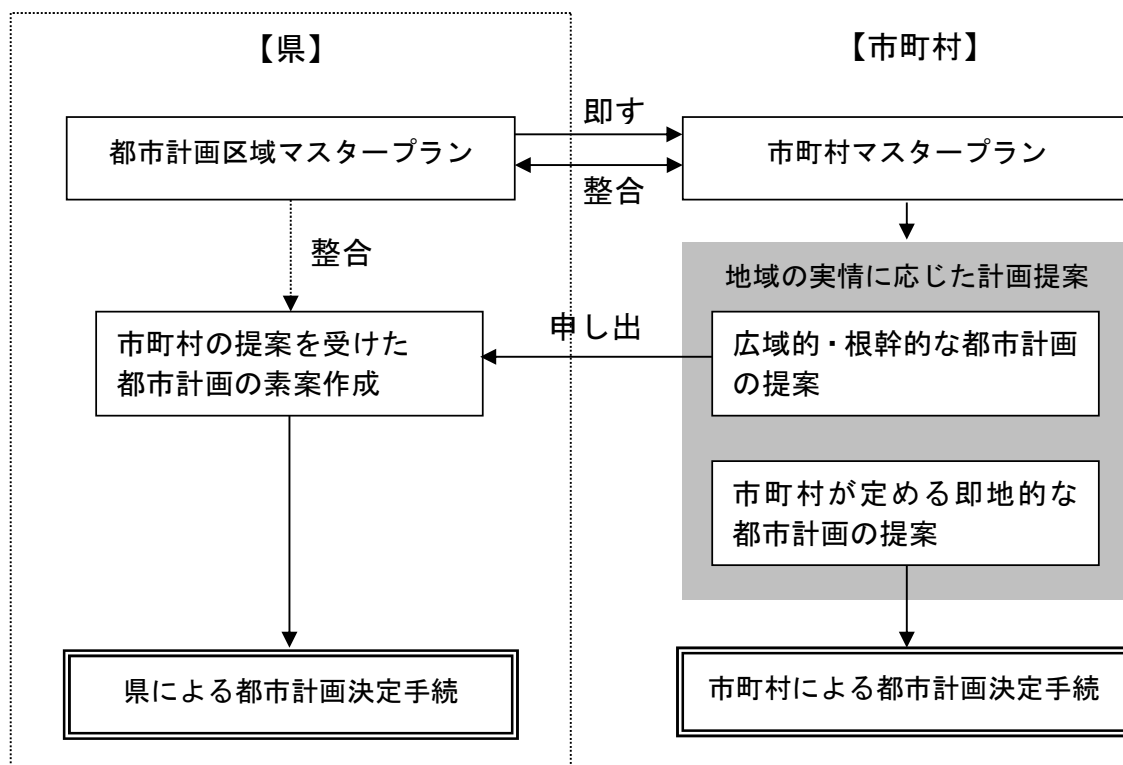
(1) 県決定都市計画の案は、市町村からの提案を受けて作成

県が決定・変更する市町村の区域を超える影響を持つような広域的・根幹的な都市計画については、市町村の都市づくりに影響を与えるため、地域の実情に通じた市町村による都市づくりの全体像検討の中で、関連計画との整合に配慮した総合的な計画提案が必要です。

また、本県においては、比較的小規模の都市が飛び地的に形成されているという地形的要因から都市計画区域が行政区域内に包括されているケースが多く、広域的・根幹的な県の定める都市計画であっても、各市町村の都市づくりに密接に関連しているのが特徴です。

このため、県が決定・変更する都市計画の素案については、都市計画法第15条の2の規定に基づき、関係する市町村からの申し出を受けて作成することを基本とします。

(市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する都市計画の見直しにあたっては、県から基本的事項を示します。)



(2) 市町村決定都市計画の案に対する、県の基本的な考え方について

市町村が都市計画を決定・変更する場合は、県との協議が必要ですが、市町村主体の都市計画運営を徹底していくために、県は市町村の意向を尊重しながら、必要最小限の関与に留めることとします。その際の、県の基本的な考え方については以下のとおりです。

【県の考え方】

- 一の市町村の区域を超えて影響を及ぼす都市計画については、広域の見地から関係機関と調整が図られているか。
 - 一の市町村の区域を超えて作用する、又は相互に干渉しあう都市計画については、関係する市町村など関係機関との調整が図られていることが必要です。
- 県が決定した、若しくは決定しようとしている都市計画と適合しているか。
 - 県が既に決定している、若しくは決定に向けた手続きが進行している都市計画との適合が必要です。

また、法定の要件ではありませんが、都市計画手続きを円滑に進める視点から、以下の事項についても考慮します。

- 都市計画の内容が、県が広域的な観点から示した施策・計画と整合しているか。
 - 本県では、「活力にあふれ個性とうるおいあるまちづくり」の方針として「鹿児島県都市計画基本方針」を示しており、この基本方針に即していることが望ましいと考えます。
- 関係機関との調整が図られたか、若しくは図られることが確実であるか。
 - 関係機関との調整は、法令に定めがある場合に限らず、関係法令に適合しているか否かの判断が必要と考えられる範囲において、調整が行われていることが望ましいと考えます。

※ 都市計画法第19条第3項の規定により、市町村が都市計画を決定・変更するため都道府県知事に協議を行う際、県から資料の提出や意見の説明など必要な協力を求められた場合の協議等に係る標準的な処理期間は、事前協議については60日、本協議については30日とします。（資料提出等を求められない場合の標準的な処理期間は、それぞれ40日、20日とします。）

2 都市計画手続の透明化

(1) 公聴会等の開催

都市計画の案の作成においては、説明会、公聴会、パブリックコメント等のような方法により、住民意見の反映に努めます。

説明会の開催にあたっては、住民が事前に案の内容が十分把握できるように努め、説明会では案の説明とともに、住民が公開の場で意見陳述が行えるようにします。

特に、県の定める都市計画において社会的影響が大きいと判断される場合には、必要に応じ、住民意見を反映させるための措置として公聴会等を行います。

公聴会の運営については、鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき開催します。

公聴会での意見及び意見に対する見解については、都市計画案の修正及び都市計画審議会における審議の対象となります。

(2) 都市計画に係る案の縦覧

都市計画の案の縦覧については、各種広報やホームページ等により住民に周知することが重要と考えており、県の定める都市計画の縦覧については、県公報及びホームページにより住民に周知します。また、市町村へ、縦覧に関するお知らせの掲示板への掲示等を依頼します。

県の定める都市計画の縦覧時における意見及び意見に対する見解については、都市計画審議会における審議の対象となります。

(3) ホームページの活用

都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、これまで以上に都市計画決定手続における住民参加機会の拡大等を図るために、ホームページを活用して、鹿児島県都市計画基本方針や都市計画区域マスタープラン等の内容、都市計画の手続きに関するお知らせ、景観や屋外広告物に関する情報及び都市計画や都市計画事業に関する Q&A 等を掲載します。